

住宅用火災警報器 取り付けたそのあとは



住宅用火災警報器は、火災の発生をいち早く知らせてくれる大変有効なものです。しかし、火災の発生を知ったその後の行動が適切でないと被害が拡大してしまうこともあります。このリーフレットでは、住宅用火災警報器が鳴ったときの対処方法や「いざ」というとき住宅用火災警報器がきちんと動くために大切な日ごろの点検・お手入れなどについてお知らせします。

ポイント1 住宅用火災警報器が鳴ったときは・・・火災のときの行動

▶ まずは周囲を確認してあわてずに行動しましょう

住宅用火災警報器が煙や熱を感知すると、音声や警報音で火災の発生を知らせてくれます。

まずは周囲を確認して、あわてずに次の行動をしましょう。



火災のとき



火元を確認しましょう。

『煙が少し出ている』『炎が少し見える』といった場合は消火器などで消してください。

『煙が充満している』『炎が天井まで立ち上っている』といった場合はすぐに避難し、周囲に火災の発生を知らせてください。

119番通報を忘れずに。

火災ではないとき

異常がないか周囲をもう一度確認しましょう。

火災以外でも次のような場合には住宅用火災警報器が鳴ることがあります。

調理時に大量の煙や湯気が発生したとき。

くん煙式殺虫剤を使用したり、スプレー式殺虫剤が直接かかったとき。

ひんぱんに鳴る場合は、取り付け位置を変更してください。

近隣で警報器が鳴っていた場合は・・・

煙や炎が出ていないか確認してください。

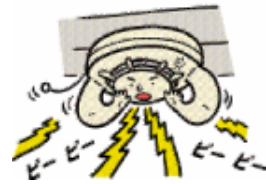
火災の場合は119番通報し、周囲に火災の発生を知らせてください。

初期消火、避難誘導、消防隊の誘導などにご協力をお願いします。

ポイント2 住宅用火災警報器が鳴ったときは・・・警報音の止め方



▶ 火災でないことを十分に確認しましょう



警報音の止め方

警報器に付いている警報停止ボタンや、ひもを引くなどして警報音を止めることができます。あわてずに、落ち着いて対処しましょう。住宅用火災警報器は高いところに設置されているので、イスなどを使う場合は転落に気を付けましょう。

長い時間鳴っていると、電池の寿命が短くなりますので注意してください。

詳しくは、購入した際に付いている取扱説明書を確認してください。

ポイント3 住宅用火災警報器の日ごろの点検・お手入れ



▶ 「いざ」というとき、きちんと働くために大切です



点 検

1ヶ月に1回程度、作動点検をしましょう。
警報器のボタンを押す、ひもを引くなどして確認できます。

次のときにも必ず作動点検をしてください。
初めて設置したとき 設置場所を変えたとき
掃除をしたとき 長い間留守にしたとき
故障や電池切れの疑いがあるとき

詳しくは、取扱説明書を確認してください。

掃 除

ほこりやくもの巣などが付くと、火災の煙を感知しにくくなります。

1年に1回は、乾いた布でふき取りましょう。

❌ 次のことは絶対にしないでください。故障や破損の原因になります。

ベンジンやシンナーなどの有機溶剤は絶対に使わないでください。

水洗いは絶対にしないでください。

住宅用火災警報器が故障した場合などは、お求めになった販売店やメーカーにお問い合わせをしてください。

【 主な住宅用火災警報器メーカー等の相談連絡先一覧 】

団体名・会社名	電話番号	ホームページアドレス
社団法人 日本火災報知機工業会	0120-565-911	http://www.kaho.or.jp/
能美防災株式会社	0570-031-333	http://www.nohmi.co.jp/
ホーチキ株式会社	0570-077-155	http://www.hochiki.co.jp/
ニッタン株式会社	0570-022-888	http://www.nittan.com/
パナソニック電工株式会社	ホームページを参照	http://panasonic-denko.co.jp/

住宅用火災警報器に関する問い合わせ先

- ・上尾市消防本部予防課 TEL:775-1314・FAX:775-2230・メール:s582000@city.ageo.lg.jp
月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時
- ・東消防署 TEL:775-1310 ・原市分署 TEL:722-5225 ・上平分署 TEL:775-0119
- ・西消防署 TEL:725-2624 ・大谷分署 TEL:726-2771 ・平方分署 TEL:782-0911

